

資料

投票所整理券（東京都第1区）

投票所整理券【東京都第1区】

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
投票日時 平成29年10月22日(日) 午前7時～午後8時

■今回、あなたが投票する投票所はこちらです。

投票所 四谷保健センター等
複合施設
所在地 三栄町25番地

投票区 選挙 区 番号 小 比 国

再生紙を使用しています。

個人票表面（東京都第1区）

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
東京都第1区

投票日 平成29年10月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで

投票所・期日前投票所においての際は、
同封の投票所整理券をお持ちください。

再生紙を使用しています。

世帯票（東京都第1区）

期日前投票のご案内（東京都第1区）

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、新宿区内で期日前投票ができます。右記に必要事項をご記入のうえ、指定(10ヶ所)の期日前投票所にお持ちください。

●場所・期間
①新宿区役所第一分庁舎 1階ロビー
10月11日(水)～10月21日(土)
②指定の特別出張所(9ヶ所) 同封がラシ裏面を参照ください
10月15日(日)～10月21日(土)
●期日前投票時間
いずれの場所も、午前8時30分～午後8時

○投票日当日(10月22日)は、投票所整理券表面に記載されている投票所で投票してください。
○この投票所整理券は、本人以外使用できません。表面の氏名を確認し、必ずご本人がお持ちください。
○この投票所整理券がお手元に届いても、投票する日に選挙権がない方は投票できません。
○同封の「選挙のご案内」を必ずご覧ください。
○新宿区以外の区市町村で不在者投票をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

新宿区選挙管理委員会 TEL 03-5273-3740（直通）

投票日当日(10月22日)、表面に印刷された投票所で投票する方は、この欄への記入は必要ありません。

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の日、下記の欄に記述する見込みです。このことが真実であることを誓ひ、投票用紙を請求します。

平成29年10月 日

氏名 新宿区

住所 新宿区

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

職業等 (事由) 1. 仕事・学生 2. 無職 3. 無職の役員の仕事
4. 本人又は親族の選挙関係 5. その他()

レジャー用等 (事由) 6. 他の区市町村に外出・旅行・滞在
7. 区内(投票所内)に特別・滞在
8. 病気・怪我・事故・災害・出来事
9. その他()

住所移動 (事由) 10. 他の区市町村に居住()

天然痘元感染等 (事由) 11. 天然痘・天然痘等により投票所に居住することが困難

個人票裏面（東京都第1区 区内在住者用）

投票日当日(10月22日)、表面に印刷された投票所で投票する方は、この欄への記入は必要ありません。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の日、下記の住所に居住しています。このことが真実であることを誓ひ、投票用紙を請求します。

平成29年10月 日

氏名 新宿区

住所 新宿区

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

投票用紙の送付先 (現住所) 電話番号 ()

新宿区から転出された方へのご案内（東京都第1区）

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、次のいずれかの方法で投票できます。ただし、**新住所**（お住まいの区市町村）の選挙人名簿に登録された方は、**新宿区**では投票できません。**新住所**で投票してください。

1. 投票日当日(10月22日)に投票
投票日当日、表面に印刷されている投票所で投票できます。ご本人がこの「投票所整理券」をお持ちください。

2. 新宿区内で期日前投票
新宿区内の10ヶ所の期日前投票所で期日前投票ができます。期日前投票の期間、時間、場所は同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

3. 現在お住まいの区市町村で不在者投票
① 左欄に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会へ送付してください。
② 現在所に送られてきた不在者投票用紙一式を持って投票日当日までに不在者投票をしてください。

※投票用紙の請求は、電話、FAX、電子メールではできません。

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番1号
電話 03-5273-3740

個人票裏面（東京都第1区 転出者用）

選挙 区内特別郵便

投票所整理券在中

衆議院議員選挙(東京都第1区)
最高裁判所裁判官国民審査
平成29年10月22日(日)
午前7時から午後8時まで

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番1号
新宿区役所第一分庁舎3階
電話 03-5273-3740

世帯全員分の投票所整理券が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

封筒表面（東京都第1区 区内在住者用）

選挙 新宿局料金後納郵便

投票所整理券在中

衆議院議員選挙(東京都第1区)
最高裁判所裁判官国民審査
平成29年10月22日(日)
午前7時から午後8時まで

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番1号
電話 03-5273-3740

新宿区から転出された方へ
世帯全員分の投票所整理券が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

再生紙を使用しています。

封筒表面（東京都第1区 転出者用）

お住まいの選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。
投票所・期日前投票所の場所や投票方法など、詳しくは同封の投票所整理券及び「選挙のご案内」をご覧ください。

期 間	期日前投票期間	投票日当日
	10月11日(水)～10月14日(土)	10月15日(日)～10月21日(土)
投票できる場所	新宿区役所第一分庁舎のみ	新宿区役所第一分庁舎及び指定の特別出張所(9ヶ所)
投票時間	期日前投票の時間 午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時

ホームページ・選挙公式ツイッターでも選挙の情報がご覧いただけます

○新宿区選挙管理委員会 ホームページ
http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

○新宿区選挙管理委員会 公式ツイッター
https://twitter.com/shinjuku_senkan
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

封筒裏面（東京都第1区 区内在住者用）

現在お住まいの区市町村で投票をご希望の方は、不在者投票をご利用ください。
不在者投票の期間は期日前投票と同じです。不在者投票の方法は、同封の投票所整理券及び「選挙のご案内」をご覧ください。

期 間	期日前投票期間	投票日当日
	10月11日(水)～10月14日(土)	10月15日(日)～10月21日(土)
投票できる場所	新宿区役所第一分庁舎のみ	新宿区役所第一分庁舎及び指定の特別出張所(9ヶ所)
投票時間	期日前投票の時間 午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時

ホームページ・選挙公式ツイッターでも選挙の情報がご覧いただけます

○新宿区選挙管理委員会 ホームページ
http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

○新宿区選挙管理委員会 公式ツイッター
https://twitter.com/shinjuku_senkan
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

封筒裏面（東京都第1区 転出者用）

投票所整理券（東京都第10区）

投票所整理券 [東京都第10区]

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
投票日時 平成29年10月22日(日)午前7時～午後8時

■今回、あなたが投票する投票所はこちらです。
投票所が変更となっていますのでご注意ください。

投票所 **落合第二中学校**
所在地 西落合1-6-5

37 00004

再生紙を使用しています。

投票区	種別	頁	番号	期	小	比	国

個人票表面（東京都第10区）

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
東京都第10区

投票日 平成29年10月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで

投票所・期日前投票所においての際は、
同封の投票所整理券をお持ちください。

再生紙を使用しています。

世帯票（東京都第10区）

期日前投票のご案内（東京都第10区）
投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、新宿区内で期日前投票ができます。右記に必要事項をご記入のうえ、指定(3カ所)の期日前投票所にお持ちください。

●場所・期間
①新宿区役所第一分庁舎 地下2階
10月11日(水)～10月21日(土)
②落合第一特別出張所・落合第二特別出張所のみ
10月15日(日)～10月21日(土)
●期日前投票時間
いずれの場所も、午前8時30分～午後8時

○投票日当日(10月22日)は、投票所整理券表面に記載されている投票所で投票してください。
○この投票所整理券は、本人以外使用できません。表面の氏名を確認し、必ずご本人が捺印ください。
○この投票所整理券が手元に届いても、投票する日に選挙権がない方は投票できません。
○同封の「選挙のご案内」を必ずご覧ください。
○新宿区以外のお住まいの区市町村で不在者投票をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

新宿区選挙管理委員会 TEL 03-5273-3740(直通)

投票日当日(10月22日)、表面に印刷された投票所で投票する方は、この欄への記入は必要ありません。

期日前投票宣誓書(兼請求書)
私は、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の日、下記の欄に記載する見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

平成29年10月 日

(ふりがな) 氏 名
住 所
生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

職業事由(あてはまるものに○を付けてください)
住居等 1. 仕事 2. 学業 3. 海外行きの住居等 (事由1)
4. 本人又は親族の結婚等 5. その他 ()
レジャー等 (事由2)
6. 海外に滞在する期間中
7. 区内(投票区)に帰出・滞出
高気等 (事由3)
8. 病気・負傷・旅行等 9. その他 ()
住所等 (事由4)
10. 他の区市町村に居住 ()
天災・震災等 (事由5)
11. 天災・震災等により投票所に到達することが困難

個人票裏面（東京都第10区 区内在住者用）

投票日当日(10月22日)、表面に印刷された投票所で投票する方は、この欄への記入は必要ありません。

不在者投票宣誓書(兼請求書)
私は、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の日、下記の住所に居住しています。このことが真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

平成29年10月 日

(ふりがな) 氏 名
住 所
生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

投票用紙の送付先(居住用) 電話番号 ()

新宿区から転出された方へのご案内(東京都第10区)
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、次のいずれかの方法で投票できます。ただし、新住所(お住まいの区市町村)の選挙人名簿に登録された方は、新宿区では投票できません。新住所で投票してください。

- 投票日当日(10月22日)に投票
投票日当日、表面に印刷されている投票所で投票できます。期日前投票の期間、時間、場所は同封の「選挙のご案内」をご覧ください。
- 新宿区で期日前投票
新宿区内の3カ所の期日前投票所で期日前投票ができます。期日前投票の期間、時間、場所は同封の「選挙のご案内」をご覧ください。
- 現在お住まいの区市町村で不在者投票
① 左欄に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会へ転送してください。
② 現在所に送られてきた不在者投票用紙一式を持って投票日当日までに不在者投票をしてください。

※投票用紙の請求は、電話、FAX、電子メールではできません。

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番3号
電話 03-5273-3740

個人票裏面（東京都第10区 転出者用）

選挙 区内特別郵便
投票所整理券在中

衆議院議員選挙(東京都第10区)
最高裁判所裁判官国民審査
平成29年10月22日(日)
午前7時から午後8時まで

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番3号
電話 03-5273-3740

世帯全戸分の投票所整理券が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

封筒表面（東京都第10区 区内在住者用）

選挙 新宿局 料金後納郵便
投票所整理券在中

衆議院議員選挙(東京都第10区)
最高裁判所裁判官国民審査
平成29年10月22日(日)
午前7時から午後8時まで

新宿区から転出された方へ
世帯全戸分の投票所整理券が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番3号
電話 03-5273-3740

封筒表面（東京都第10区 転出者用）

お住まいの選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。
投票所・期日前投票所の場所や投票方法など、詳しくは同封の投票所整理券及び「選挙のご案内」をご覧ください。

期 間	期日前投票期間	投票日当日
	10月11日(水)～10月14日(土)	10月22日(日)
投票できる場所	新宿区役所第一分庁舎のみ 新宿区役所第一分庁舎及び指定の特別出張所(2カ所)	投票所整理券に記載された投票所
投票時間	期日前投票の時間 午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時

ホームページ・選挙公式ツイッターでも選挙の情報がご覧いただけます
○新宿区選挙管理委員会 ホームページ
<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html>
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

○新宿区選挙管理委員会 公式ツイッター
https://twitter.com/shinjuku_senkan
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

封筒裏面（東京都第10区 区内在住者用）

現在お住まいの区市町村で投票をご希望の方は、不在者投票をご利用ください。
不在者投票の期間は期日前投票と同じです。不在者投票の方法は、同封の投票所整理券及び「選挙のご案内」をご覧ください。

期 間	期日前投票期間	投票日当日
	10月11日(水)～10月14日(土)	10月22日(日)
投票できる場所	新宿区役所第一分庁舎のみ 新宿区役所第一分庁舎及び指定の特別出張所(2カ所)	投票所整理券に記載された投票所
投票時間	期日前投票の時間 午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時

ホームページ・選挙公式ツイッターでも選挙の情報がご覧いただけます
○新宿区選挙管理委員会 ホームページ
<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html>
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

○新宿区選挙管理委員会 公式ツイッター
https://twitter.com/shinjuku_senkan
※携帯・スマートフォンからは右のQRコードを読み取ってください

封筒裏面（東京都第10区 転出者用）

衆議院議員選挙(東京都第1区) 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 平成29年10月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されているれば投票できます。投票所の係員にお伝えください。

投票所について

投票日当日(10月22日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。また、投票所への車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

転居届(区内での住所異動届)を出された方の投票所について

9月26日(火)までに転居届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。
9月27日(水)以降に転居届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

選挙公報について

選挙公報は10月20日(金)までに、委託業者が各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設にも置きます。

※その他、東京市選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

期日前投票のご案内

期日前投票をするときは、投票所整理券裏面の「期日前投票宣言書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣言書(兼請求書)」をご利用ください。

※お住まいの選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。
※期日前投票所の場所や期間、時間は必ず裏面でご確認ください。

不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。

不在者投票ができる期間は10月11日(水)から10月21日(土)(※)です。

(1) 新宿区以外の区市町村での不在者投票

国内の出張や旅行、他区市町村への転出により新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、滞在先や新住所地の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙等の請求や送付には郵便を便します。お早めにお手続ください。

※不在者投票の場所や投票できる時間は自治体によって異なりますので、必ずあらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

(2) 指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(31か所)のとおりです。

慶応義塾大学病院	林外科病院	有料老人ホーム サニーハレス四谷若葉館
大久保病院	特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
東京新宿メディカルセンター	養護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム せらび新宿
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム わむの木
国立国際医療研究センター	北山特別養護老人ホーム あかね苑	有料老人ホーム メデアアシスト市谷御町
東山手メデ、ィカルセンター	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	有料老人ホーム コミュニティア24 都立の新宿病院
目白病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿	介護老人保健施設 デリアークイン新宿
聖母病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
河津病院	特別養護老人ホーム 神楽坂	介護老人保健施設 フォレスト西早稲山
東京医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園	指定障害者支援施設 新宿けやき園
春山記念病院		

(3) 郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月18日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(10月18日(水))を過ぎてからは投票用紙の請求はできません。お早目にお手続ください。
詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・小脳の障害	1級・2級 1級・3級
戦傷病者手帳	左眼・片眼の障害 両下肢・体幹の障害	1級～3級 特別順位～第2項迄
介護保険被保険者証	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害 要介護状態区分	特別順位～第3項迄 要介護5

衆議院議員選挙(東京都第1区) 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 平成29年10月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

この投票所整理券は、新宿区から転出した方にお送りしています

・現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会から投票所整理券が届いた方は、
現在お住まいの区市町村で投票してください(新宿区での投票はできません)。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。
紛失等により、お手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されている場合は投票できます。投票所の係員にお伝えください。

選挙公報について

東京都選挙管理委員会のホームページ (<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)で選挙公報がご覧になれます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

新宿区から転出された方の投票方法

新宿区から他の市区町村に転出された方は、次の3つの方法のうち、いずれかにより投票することができます。

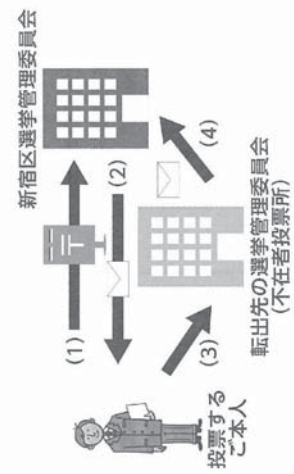
- 1 投票日当日(10月22日(日))に投票所で投票する場合
お送りした投票所整理券に記載されている投票所で投票できます。同封の投票所整理券をお持ちください。
- 2 新宿区内で期日前投票ができます
投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に、あらかじめ必要事項をご記入のうえ、新宿区内の期日前投票所にご持参ください。
※選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。
※新宿区内の期日前投票所の場所や期間、時間については裏面をご覧ください。

3 転出先の区市町村の選挙管理委員会が不在者投票をする場合
次の手続きにより、現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会が不在者投票をすることができません。不在者投票ができるのは、10月11日(水)から10月21日(土)までです。
投票用紙等の請求・送付には郵便をしますのでお早めにお手続きください。

- (1) ご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会あてにご郵送ください。
※電子メールや電話、ファックスでの請求はできません。
- (2) 請求書が選挙管理委員会に到着次第、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」にご記入いただいた場所へ、投票用紙等を郵便(レターパックプラス)でお送りします。
- (3) 不在者投票用紙一式をもって、お住まいの区市町村の選挙管理委員会が不在者投票をしてください。

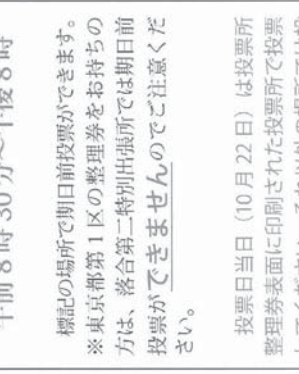
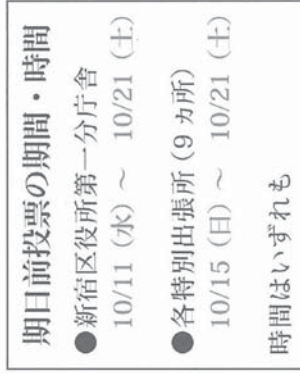
※ 選挙管理委員会が指定した場所以外で投票用紙に記入すると無効になります。
※ 不在者投票ができる場所や時間は、あらかじめお住まいの区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙は、転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月22日(日))を過ぎると無効になります。お早めに投票してください。



お問合せ 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

期日前投票所 (東京都第1区)



お問い合わせ
新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740
 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1
新宿区役所第一分庁舎3階
 FAX 03-5273-5230

衆議院議員選挙(東京都第10区) 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 平成29年10月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されている場合は投票できます。投票所の係員にお伝えください。

投票所について

投票日当日(10月22日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。また、投票所への車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

転居届(区内での住所異動届)を出された方の投票所について

9月26日(火)までに転居届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。
9月27日(水)以降に転居届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

選挙公報について

選挙公報は10月20日(金)までに、委託業者が各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設にも置きます。

※その他、東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

期日前投票のご案内

期日前投票をするときには、投票所整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※お住まいの選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。

※期日前投票所の場所や期間、時間は必ず裏面をご確認ください。

不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。

不在者投票ができる期間は10月11日(水)から10月21日(土)(※)です。

(1)新宿区以外の区市町村での不在者投票

国内の出張や旅行、他区市町村への転出により新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、滞在先や新住所地の区市町村の選挙管理委員会では不在者投票ができません。投票用紙等の請求や送付には郵便をいたします。お早めにお手続ください。

※不在者投票の場所や投票できる時間は自治体によって異なりますので、必ずあらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

(2)指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(31か所)のとおりです。

慶義塾大学病院	林外科病院	有科老人ホームサニーハウス四谷老番町
大久保病院	特別養護老人ホーム 原町ホーム	有科老人ホーム グランデザ哲学堂公園
東京新宿メディアカールセンター	栄護老人ホーム 聖母ホーム	有科老人ホーム せらび新宿
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	有科老人ホーム ねむの木
国立国際医療研究センター	北山(特別養護老人ホーム)あかね苑	有科老人ホーム メディアアシスト市谷神町
東京山手メディアカールセンター	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	有科老人ホーム コミュニティ24番しの新番町
日白病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園	介護老人保健施設 デンマークケイ新宿
聖母病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
河井病院	特別養護老人ホーム 神楽坂	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
東京医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園	指定障害者支援施設 新宿けやき園
春日記念病院		

(3)郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月18日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(10月18日(水))を過ぎてからは投票用紙の請求はできません。お早目にお手続ください。

・詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・2級
	下肢・体幹・体幹の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級・3級
戦傷病者手帳	下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	介護状態区分	要介護5

衆議院議員選挙(東京都第10区) 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 平成29年10月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

この投票所整理券は、新宿区から転出した方にお送りしています

・現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会から投票所整理券が届いた方は、
現在お住まいの区市町村で投票してください(新宿区での投票はできません)。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまどめてお送りしています。投票所整理券は
1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ち
ください。

紛失等により、お手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録
されているれば投票できます。投票所の係員にお伝えください。

選挙公報について

東京都選挙管理委員会のホームページ (<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)
で選挙公報がご覧になれます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

新宿区から転出された方の投票方法

新宿区から他の市区町村に転出された方は、次の3つの方法のうち、いずれかによ
り投票することができます。

- 1 **投票日当日(10月22日(日))に投票所で投票する場合**
お送りした投票所整理券に記載されている投票所で投票できます。同封の投
票所整理券をお持ちください。
- 2 **新宿区内で期日前投票ができます**
投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に、あらかじめ必要事
項をご記入のうえ、新宿区内の期日前投票所にご持参ください。
※選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。
※新宿区内の期日前投票所の場所や期間、時間については裏面をご覧ください。

3 転出先の区市町村の選挙管理委員会でする投票をしない場合

次の手続きにより、現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会でする投票を
しないことができます。不在者投票ができるのは、10月11日(水)から
10月21日(土)までです。

投票用紙等の請求・送付には郵便をしますのでお早めにお手続きください。

- (1) ご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。投票所整理
券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、切手を
貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会あてにご郵送ください。

※電子メールや電話、ファックスでの請求はできません。

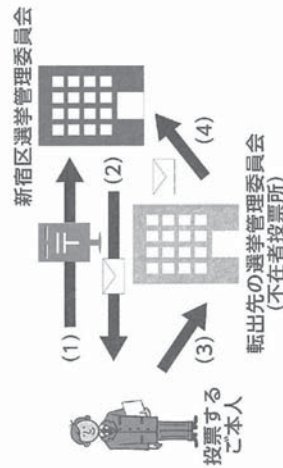
- (2) 請求書が選挙管理委員会に到着次第、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」にご
記入いただいた場所へ、投票用紙等を郵便(レターパックプラス)でお送りしま
す。

- (3) 不在者投票用紙一式をもって、お住まいの区市町村の選挙管理委員会でする
投票をしてください。

※ 選挙管理委員会が指定した場所以外で投票用紙に記入すると無効になり
ます。

※ 不在者投票ができる場所や時間は、あらかじめお住まいの区市町村の選挙
管理委員会にご確認ください。

- (4) 投票用紙は、転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送され
ます。投票用紙の到着が投票日(10月22日(日))を過ぎると無効になりま
す。お早めに投票してください。



お問合せ 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

期日前投票所のご案内（東京都第10区）



お問合せ
新宿区選挙管理委員会
 〒160-8484
新宿区歌舞伎町1-5-1
新宿区役所第一分庁舎3階
 ☎ 03-5273-3740
 FAX 03-5273-5230

落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)

地下鉄大江戸線
 落合南長崎駅
 新青梅街道
 落合第三小学校
 落合第二特別出張所
 林美美子記念館
 四の塚
 五の塚
 落合第二中学校
 コンビニ
 新白通り
 新白通り
 中井通り
 長井通り

期日前投票の期間・時間

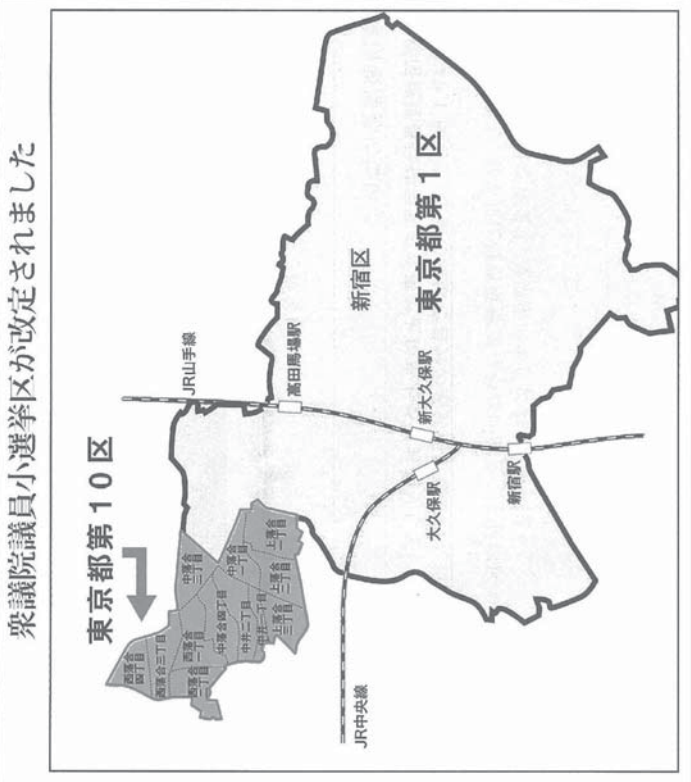
- 新宿区役所第一分庁舎
10/11(水)～10/21(土)
- 落合第一地域センター
落合第二特別出張所
10/15(日)～10/21(土)

時間はいずれも
 午前8時30分～午後8時

標記の場所での期日前投票ができません。

※東京都第10区の整理券をお持ちの方は、この案内にある3カ所の期日前投票所以外の場所では、期日前投票はできませんのでご注意ください。

投票日当日(10月22日)は投票所整理券表面に印刷された投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。



衆議院議員小選挙区が改定されました。

公職選挙法の改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定されました。これに伴い、「落合第一地区の一部」及び「落合第二地区」の衆議院小選挙区が「東京都第10区」になりました。(上図をご覧ください。)

衆議院(小選挙区選出)議員選挙については「東京都第10区」の方は、「東京都第10区」から立候補している小選挙区の候補者を選びます。(「東京都第1区」の候補者は選べません。)

選挙区の変更は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙のみ行われます。その他の選挙(衆議院(比例代表選出)議員選挙や参議院議員選挙、東京都議会議員選挙・東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙・新宿区長選挙)については、従来どおりの選挙区です。

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

～住所の変更をした方へ～

投票日：10月22日（日）（公示日：10月10日（火））

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は、平成29年10月22日（日）が投票日です。
住所に変更があった方は、転入届出日・転出日の条件により投票できる場所等が異なりますので、下記によりご確認ください。

■ 新宿区に転入された方へ ■

【新宿区で投票できる方】

新宿区で投票できるのは、満18歳以上（平成11年10月23日までに生まれた方）の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、次の要件のいずれかを満たす方です。

- ① 平成29年7月9日までに、新宿区へ転入の届出をし、平成29年10月9日まで、引き続き新宿区に住民登録がある方
- ② 平成29年10月8日までに新宿区を転出し、かつ転出後4か月を経過していない方のうち、転出前に引き続き3か月以上新宿区に住民登録のあった方

【前住所地で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できます。

- ① 平成11年10月23日までに生まれた日本国民であること
- ② 平成29年7月10日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること
- ③ 前住所地の選挙人名簿に登録があること

- ※ 前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
- ※ 前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。
- ※ 「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。
- ※ 前住所地で投票できる方は、前住所地に投票用紙を請求し新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

■ 新宿区内で転居された方へ ■

- (1) 9月26日（火）までに転居の届出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
 - (2) 9月27日（水）以降に転居の届出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。
- ※ 新たに選挙人名簿に登録される予定の方は、お手元に届く投票所整理券で投票所を必ずご確認ください。

【裏面もあわせてご覧ください】

■ 新宿区から転出された方へ ■

【平成 29 年 7 月 10 日以降に転出の方】

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます（新住所地では投票できません）。

※ 新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。新住所地に届くように郵便局に転居届をお出してください。

※ 新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【平成 29 年 6 月 22 日～平成 29 年 7 月 9 日の間に転出の方】

(1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。

(2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（平成 29 年 7 月 10 日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【平成 29 年 6 月 21 日以前に転出の方】

(1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。

(2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出した日から 4 か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。

※ 新宿区を転出した日から 4 か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。

■ ご注意 ■

- 投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。
- 新宿区の選挙人名簿の登録の有無など、ご不明な点については下記までお問合せください。
- **前住所地及び新住所地での選挙人名簿登録の有無などについては、それぞれの選挙管理委員会までお問い合わせください。**

【お問合せ】

新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1
電話 03-5273-3740

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第一区）

候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

候補者氏名	候補者届出政党的名称
山田みき	自由民主党
マタヨシ光雄	
犬丸光加	
海江田万里	立憲民主党
原口みき	
松沢かおる	希望の党

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第十区）

候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

候補者氏名	候補者届出政党的名称
小 山 徹	
鈴木ようすけ	立憲民主党
岸 良 信	日本共産党
吉井としみつ	
わかさ 勝	希望の党
鈴木隼人	自由民主党

衆議院(比例代表選出)議員選挙名簿届出政党
等の名称等掲示
選挙管理委員会

名簿届出政党等の名称	略称
日本共産党	共産党
支持政党なし	支持なし
日本維新の会	維新
希望の党	希望
公明党	公明
社会民主党	社民党
幸福実現党	幸福
日本のこころ	日本
立憲民主党	民主党
自由民主党	自民党

最高裁判所裁判官国民審査に付される
裁判官の氏名等揭示
選挙管理委員会

最高裁判所の裁判官に
任命された年月日

氏

名

平成27年4月2日	小池裕
平成29年3月14日	戸倉三郎
平成29年2月6日	山口厚
平成28年9月5日	菅野博之
平成27年2月17日	大谷直人
平成28年7月19日	木澤克之
平成29年4月10日	林景一

(1) 平成29年10月22日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

守るべきものはしっかり守る。 変えるべきものは大胆に変える。

日本に希望を。

希望の党



希望の党代表
こいけ ゆりこ
小池 百合子

<p>案1 消費増税凍結</p> <p>景気回復を体感するため、 2年後の消費増税を凍結します</p>	<p>案2 議員定数・議員報酬の削減</p> <p>国会議員から身を切る改革を断行し、 「しらかみ政治」から脱却します。</p>	<p>案3 ポスト・アベノミクスの 経済政策</p> <p>徹底した規制改革と付加価値を社会に活用し、 民間の活力を生かした付加価値化を促します</p>	<p>案4 原発ゼロへ</p> <p>「2030年までに原発ゼロ」を目標とします。 継続した省エネで、エコ社会に変えていきます。</p>	<p>案5 雇用・教育・福祉の 充実</p> <p>正社員で働ける、結婚できる、 子どもを育てられる社会 そこに少子化問題解決の力があります</p>
<p>案6 ダイバーシティ社会の 実現</p> <p>すべての人が輝ける社会をめざします。 特に、女性、シニアの力をさらに生かします。</p>	<p>案7 地域の活力と 競争力の強化</p> <p>現場に任せれば、心になる 定額給付を導入し、 地域が自分で決めれば、人々もなくなる</p>	<p>案8 憲法改正</p> <p>憲法9条をふくめ憲法改正論議をすすめます。 国民の知る権利、地方自治の力を明記します。</p>	<p>案9 危機管理の徹底</p> <p>外交安全防衛はもとより自然災害対策も強化し、 国民の生命と財産を守るための備えを充実させます</p>	<p>略称：希望</p> <p>kibunotou.jp</p>

比例代表は「希望の党」へ

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、各選挙区出政等から提出された原稿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

この国を、守り抜く。



今こそ、国民の生命と暮らしを、
確かな政策と実行力で自民党が守ります。

比例代表は、自民党(自由民主党)とお書きください。

- 北朝鮮の脅威から、あなたの家族を守る。
- アベノミクス加速!景気回復で経済の好循環を。
- 生産性の劇的な向上で、みなさまの所得を増やします。
- 保育・教育の無償化を実現します。

東京ブロック比例代表名簿登載者

安藤 たかお
東京副都政務局長

高木 けい
前都議会党幹事長・元江川区長

与謝野 信
外務大臣秘書長

前川 恵
前都議会議員・元農林副都政局長

西田 ゆずる
元都議会議員

実行力で、活気あふれる東京をつくり、
オリンピック・パラリンピックの成功を!

小選挙区は、自民党の候補者名をお書きください。

1区 千代田区・港区・中央区 山田 みき	2区 中央区・港区・文京区・台東区 辻 清人	3区 品川区・大田区・目黒区 石原ひろたか	4区 大田区 平 将明	5区 目黒区・世田谷区 若宮けんじ	6区 世田谷区 おち たかお	7区 品川区・目黒区・世田谷区・中野区・豊島区 松本文明	8区 杉並区 石原のぶてる	9区 練馬区 すがわら一秀
10区 豊島区 鈴木隼人	11区 板橋区 下村博文	13区 足立区 かもした一郎	14区 目黒区・世田谷区・荒川区 松島みどり	15区 江東区 あきもと司	16区 江戸川区 大西ひでお	17区 葛飾区・江戸川区 平沢勝栄	18区 葛飾区・市川区・足立区 <p>比例名簿に登録 されていないため 顔写真は掲載 できません。</p>	19区 小平区・国分寺市・東久留米市 松本洋平
20区 豊島区・目黒区・世田谷区 木原誠二	21区 足立区・板橋区・練馬区 小田原さよし	22区 江戸川区・葛飾区 伊藤達也	23区 板橋区・多摩市 小倉まさのぶ	24区 八王子市 はぎうた光一	25区 国分寺市・東久留米市・小平区 井上信治			

自民党

www.jimin.jp

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

(3) 平成29年10月22日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

略称:幸福

比例は 「こふく 幸福」 とお書きください。

清潔で、勇断できる政治を。

国防

自分の国は、
自分で守ろう!

- 国民保護を徹底し、北朝鮮危機にしっかり備えます。
- 万一の場合に備え、先端国並みに核シェルターを普及させます。
- 日本を守る自衛隊が十分活躍できる体制をつくります。
- 北朝鮮には憲法9条適用除外で、国民を守ります。

経済


下げよう!
消費税5%

～減税こそ、最大の福祉

- 消費税を5%に引き下げ、家計を守ります。
- 民間活力を最大化し、所得増を実現します。
- 公教育の質を高め、塾に頼らない学校をつくります。
- 長寿を祝福できる生涯現役社会をつくります。



幸福実現党
党首 積 量子



教育負担の軽減へ。

公明党の挑戦! ～重点政策より～

衆議院議員選挙は、日本の未来を決定する「政権選択選挙」です。公明党は、いつも“生活者の目線”に立って、政策を一つ一つ実現してきました。日本の未来を開くため、引き続き、安定した政治の一翼を担う政党として、教育費の負担軽減や、国民生活を守る取り組みを進めていくことをお約束します。


比例区は

公明党

とお書きください。

略称は「公明」

www.komei.or.jp



1 「教育費負担の軽減」

国づくりの基本は、“人づくり”。すなわち「教育」です。

いまでは当たり前になった「教科書の無償配布」や「児童手当」、さらには「幼児教育の段階的無償化」、「返済の必要のない“給付型”を含む奨学金制度の拡充」など、粘り強く実現に導いてきたのは公明党です。

「すべての子どもたちの笑顔が輝く社会」へ—公明党は、幼児教育から大学までの高等教育の大幅な「教育の無償化」をめざします。

- **0～5歳児を対象とした「幼児教育」の無償化**を2019年までにめざします
※保育所や幼稚園、認定こども園など
- **「私立高授業料の実質無償化」の対象拡大**で郡内の私立高校生の約半数を対象にすることをめざします
※現状の年収760万円未満を同910万円未満に
- **返済不要の給付型奨学金**の拡充などで大学進学を支援します
※2018年度からは約2万人に月2万～4万円

- 2 **「軽減税率」の円滑な導入**
消費税率10%への引き上げと同時に、品類と外食を除く飲食料品全般と新聞の税率を8%に拡大し、「軽減税率」を実施し、家計を守ります
- 3 **「高齢者支援の充実」**
年金受給に必要な加入期間の短縮(25年→10年)を実現、約64万人が新たに受給できるようになりました。消費税率10%時に実施予定の「低年金者への加算」と「介護保険料軽減の対象拡大」の併用をめざします!

投票日 10月22日(日)

午前7時から午後8時まで

(ただし、橋原村、奥多摩町及び新島村では午前7時から午後6時まで、小笠原村第二投票区(母島)では10月21日(土)午前7時から午後8時まで)

投票方法 「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- ◇小選挙区選出議員選挙 ⇒ 「候補者氏名」を記載
- ◇比例代表選出議員選挙 ⇒ 「政党等の名称」を記載

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原簿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

平成29年10月22日執行

(4)

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

アベ暴走政治ストップ 憲法を活かす政治

東京21区に私がいます。 東京ブロック比例代表名簿登載者



子どもたちを
大切にする社会を

小糸けんすけ

【所属先・経歴】
日本キリスト教団牧師、元学校法人理事長
【政見】
平和憲法堅持、反原発、
許すな! 教育への国家介入

- 消費税10%反対、不公平税制の是正
- 安心の子育て、年金・医療・介護の確立、教育無償化推進
- 残業代ゼロ・過労死許さず、人間らしい働き方の実現
- 脱原発、人間の復興、農林水産業の再生
- 戦争法・共謀罪法廃止、辺野古新基地反対、オスプレイ配備撤回

比例区は 社民党

<http://www5.sdp.or.jp/>



社民党代表 吉田 忠昭

支持政党のない方は

比例代表は
支持政党なし

支持なし

とお書き
ください

まっとうな政治。

国民のみなさんの日常の暮らし、
現場のリアルな声に根ざした、
ボトムアップの政治を実現する。それが私たちの描く、
日本の未来です。右でも左でもなく、前へ。

立憲民主党 代表 枝野幸男



 海江田 万里 東京1区(区)	 松尾 あきひろ 東京2区(区)	 井戸 まさえ 東京4区(区)	 手塚 よしお 東京5区(区)	 手塚 よしお 東京6区(区)	 落合 貴之 東京7区(区)	 ながつま 昭 東京8区(区)	 吉田 はるみ 東京10区(区)	 鈴木 ようすけ 東京10区(区)	 またた 順一郎 東京11区(区)	 北條 智彦 東京12区(区)	 初鹿 明博 東京16区(区)	 菅 直人 東京18区(区)
 末松 義規 東京19区(区)	 山花 郁夫 東京22区(区)	 高橋 なりひさ 東京24区(区)	 山下 ようこ 東京25区(区)									

東京都選挙区名簿登載者 (名称: 立憲民主党)

比例区は立憲民主党

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原簿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

(5) 平成29年10月22日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会



代表 松井 一郎

消費増税凍結!

身を切る改革で教育無償化!

議員報酬・議員定数の削減	議員報酬 約3割カット (大塚市)	議員定数 約2割カット (大塚市)
国家公務員の人員費・人員削減	一般行政職員人件費 約19%カット (大塚市)	公務員数 削減(給与削減)を伴った約18%カット (大塚市)
公務員制度改革・天下りの禁止	議員基本条例 制定 (大塚市)	外部団体 約63%削減 (大塚市)



幼児教育の完全無償化 **私立高校の実質無償化**
大学の授業料無償化 **高齢者の買い物クーポン**

東京都ブロック比例代表名簿登載者



比例代表は「維新」または「日本維新の会」とお書きください。

これが私たちの最後の戦いになるかもしれません。残したいのは「次世代へのメッセージ」

次世代へのメッセージ **日本のこころ**

徹底支援 被災者の自立を

消費税マイレージ 制度の導入を

保有を 敵基地攻撃能力の

自主憲法の 制定を

比例代表候補者

赤尾由美

日本のこころを次世代につなぐ。1955年 足尾銅公害事件で汚染された赤尾川を浄化し、住民の健康と生活を守りつづけてきた。赤尾川を次世代に引き継ぐ。赤尾川を次世代に引き継ぐ。赤尾川を次世代に引き継ぐ。

日本のこころを次世代につなぐ。1955年 足尾銅公害事件で汚染された赤尾川を浄化し、住民の健康と生活を守りつづけてきた。赤尾川を次世代に引き継ぐ。赤尾川を次世代に引き継ぐ。赤尾川を次世代に引き継ぐ。

日本のこころ代表 中野正志

比例は「日本」と書けば、日本が変わる。二枚目の投票用紙は、「日本」とお書きください

「市民+野党」の共闘で 安倍政権を退場へ

政党のあり方が問われています。
「安倍政治を止める。そのために野党は共闘を」
——市民のみさんが求めるこの立場を、
日本共産党は、これからもつらめきます。
市民との約束を、なによりも大事にし、
「市民+野党」でプレズにたたかう
日本共産党が伸びれば、政治は変わります。



1 税金 消費税10%中止
富裕層と大企業に比肩の負担を求め、財源を確保。
●大企業の法人税率負担率(12%)を中小企業(19%前後)なりに増やす。

2 予算 社会保障・教育・子育て・若者優先に
●軍事費とムダな大型開発にメス。
●年金削減ストップ、教育の無償化、認可保育園30万人分緊急増設。

3 働き方 8時間働けばふつうにらせる社会を
●長時間労働を規制し過労死なくす。非正規から正規ヘルールを強化。
●中小企業を支援して最低賃金を1千円に引き上げ、1500円をめざす。

4 地域経済 地方再生へ中小企業・農業を応援
●大企業と中小企業の賃金格差是正。中小企業手続を1兆円に増額。
●米の直接支払交付金制度の廃止をやめ、営農できる価格保障・所得補償を。

憲法 安倍政権による9条改憲NO!
首相がねらう9条改憲は、無制限の海外での武力行使に道を開きます。
●安保法制を廃止し、立憲主義を取り戻す。
●オスプレイの訓練中止・配備撤回、供空飛行訓練の中止を。

核兵器 核兵器禁止条約に参加する政府を
●国連加盟国3分の2の賛成で採択された核兵器禁止条約に、被爆国・日本が背を向けています。政府へ核兵器禁止条約に署名することを求めます。

原発 原発ゼロへ「原発再稼働」STOP!
●2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーで。

北朝鮮 対話による平和的解決を
●核・ミサイル開発は許せません。戦争だけはおこしてはなりません。経済制裁強化と一体に、対話による平和的解決へ、日本がイニシアチブを。

新しい国会で「森友・加計疑惑」を徹底究明します。

7月の総選挙で日本共産党は前例に破る選挙結果を挙げました。憲法を守り、暮らしを守る政治の力をつくります。新選挙で大きく伸ばして下さい。

比例代表は **日本共産党** とお書きください。 **日本共産党** 略称 共産党

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原簿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

投票日 10月22日(日)

午前7時から午後8時まで

(ただし、檜原村、奥多摩町及び新島村では午前7時から午後6時まで、
小笠原村第二投票区(母島)では10月21日(土)午前7時から午後8時まで)

投票方法 「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- ◇小選挙区選出議員選挙 ⇨ 「候補者氏名」を記載
- ◇比例代表選出議員選挙 ⇨ 「政党等の名称」を記載

衆議院議員
選挙

特 集 号

広報 しんじゅく

日ごろから心がけよう
明るい選挙
平成29年(2017年)

10・9

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎03(5273)3740

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月22日(日) 午前7時～午後8時

(公示日:10月10日(火))

衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が10月22日(日)に行われます。私たちの声を国政に届ける大事な選挙です。棄権することなく投票に行きましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)
☎(5273)3740・☎(5273)5230

衆議院議員選挙特集号の主な内容

- 2面…「衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました」[「投票区域変更のお知らせ」]
- 3面…「投票の方法」[「期日前投票のご利用を」]「滞在地・転出先での不在者投票」
- 4面…「身体の不自由な方には」[「投票所変更のお知らせ」]「投票速報」

■今回の選挙で投票できる方■

●新宿区で投票できる方

満18歳以上(平成11年10月23日以前に生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、次の方です。

- (1)平成29年7月9日までに新宿区に転入の届け出をし、10月9日現在、新宿区に引き続き住民登録のある方
- (2)平成29年10月8日までに新宿区を転出し、かつ転出後4か月を経過していない方のうち、転出前に引き続き3か月以上新宿区に住民登録のあった方

●新宿区に転入してきた方

次の要件をいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できます。

- (1)平成11年10月23日以前に生れた日本国民であること
- (2)平成29年7月10日以降に新宿区へ転入の届け出をしていること
- (3)前住所地に選挙人名簿登録があること

●新宿区から転出した方・する方

- (1)平成29年7月10日以降に転出の方
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。
- (2)平成29年6月22日～7月9日の間に転出の方
①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年7月10日以

降に移住先へ転入の届け出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

(3)平成29年6月21日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日(実際に引っ越しをした日)から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1か月以内に再び新宿区に転入届を出し、投票する日現在引き続き3か月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、該当する方は区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区内で転居した方

9月26日(木)までに区内転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

9月27日(金)以降に区内転居の届け出をした方は、前住所の投票所で投票してください。

■選挙公報■

10月20日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は東京都選挙管理委員会ホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。

■投票所整理券■

公示日(10月10日)ころから、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券をご確認のうえお持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも、新宿区の選挙人名簿に登録がある方は投票できます。

なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録の要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。



★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いてあります。新聞を購読していない方には配達します。

衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました



東京都第10区の区域	東京都第1区の区域
中落合1・3・4丁目 上落合1～3丁目 西落合1～4丁目 中井1・2丁目	東京都第10区に属さない地域 (左記以外の町丁目)

衆議院議員小選挙区の「一票の較差」解消のために公職選挙法が改正され、衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました。

新宿区では「落合第一地区の一部」と「落合第二地区全域」の衆議院議員小選挙区が従来の「東京都第1区」から「東京都第10区」になりました。(左図をご覧ください。)

小選挙区の改定に伴い、次の点が変更になります。

- (1) 「東京都第10区」の区域にお住いの方は、「東京都第10区」から立候補している小選挙区の候補者を選び投票してください。「東京都第1区」の候補者は選べません。
- (2) 「東京都第1区」の区域にお住いの方は、「東京都第1区」から立候補している小選挙区の候補者を選び投票してください。「東京都第10区」の候補者は選べません。
- (3) ご利用いただける期日前投票所が選挙区によって異なります。(詳しくは3面をご覧ください。)
- (4) 第36・第37・第41投票区の区域が変更になりました。あわせて、投票所が変更になりました。(詳しくは下の記事をご覧ください。)



選挙区の変更は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙のみ行われます。衆議院(比例代表選出)議員選挙や最高裁判所裁判官国民審査、その他の選挙(参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙、新宿区長選挙)については、従来どおりです。(変更はありません。)

投票区域変更のお知らせ

今回の選挙から、第36投票区、第37投票区、第41投票区の投票区域が下表のとおり変わります。住所によっては投票所が変わる場合もありますので、ご自分の投票所は投票所整理券で必ずご確認ください。

投票区	新しい投票区域	投票所
第36	下落合4丁目 中落合2丁目	落合第一特別出張所 (下落合4-6-7)
第37	中落合3丁目 中落合4丁目1～15番 西落合1丁目1～7番	落合第二中学校 (西落合1-6-5)
第41	中落合4丁目16番～ 西落合1丁目8～16番 18～24番 30番～ 西落合2丁目5～10番 18番～	落合第三小学校 (西落合1-12-20)



新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎ 03 (3209) 1111、新宿区ホームページは 🌐 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/> です。

■投票の方法■

投票は、先に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。投票用紙への記載方法は次のとおりです。お間違いのないよう記載してください。

※今回の選挙から、すべての期日前投票所でも上記の順番で投票することになりました。

●衆議院(小選挙区選出)議員選挙の投票用紙(ピンク色)
「東京都第1区」の投票所では「東京都第1区の候補者の氏名」を、「東京都第10区」の投票所では「東京都第10区の候補者の氏名」を書きます。

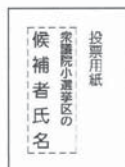
いずれの場合も、記載台に貼ってある候補者の一覧(候補者氏名等掲示)から選んでください。

●衆議院(比例代表選出)議員選挙の投票用紙(あざぎ色)
「政党等の名称(略称可)」を書きます。記載台に貼ってある政党等

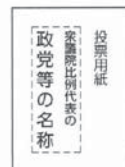
名の一覧(名簿届出政党等の名称等掲示)から選んでください。

●最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(うぐいす色)

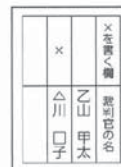
投票用紙には裁判官の氏名が印刷されています。「辞めさせたい裁判官」の氏名の上の欄に「×」を書きます。辞めさせなくてよいと思う裁判官には何も書かないでください。



衆議院小選挙区選挙



衆議院比例代表選出選挙



国民審査

■期日前投票のご利用を■

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によってご利用いただける期日前投票所が異なりますのでご注意ください。(右表のとおり)

※今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が衆議院議員選挙と同じく11日間となりました。

●持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

※印鑑は不要です

●投票所整理券がないと投票できませんか?

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備えてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

●住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票所は衆議院議員小選挙区の区域により異なります。右表をご覧ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は?

滞在地で不在者投票をすることができます。「旅行地・滞在地での不在者投票」をご覧ください。

◆東京都第1区の方が利用できる期日前投票所(10か所)		
期日前投票所名称	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	10月11日(※)から10月21日(※)まで
四谷特別出張所	内藤町87	いずれも、 10月15日(日)から10月21日(※)まで
籠筈町特別出張所	籠筈町15	
櫻町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所1階	下落合4-6-7	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	
◆東京都第10区の方が利用できる期日前投票所(3か所)		
期日前投票所名称	所在地	期間
新宿区役所第一分庁舎地下2階	歌舞伎町1-5-1	10月11日(※)から10月21日(※)まで
落合第一地域センター3階	下落合4-6-7	いずれも、 10月15日(日)から10月21日(※)まで
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

期日前投票の時間はいずれも午前8時30分から午後8時まで

■滞在地・転出先での不在者投票■

長期の出張や旅行、他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会が不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、10月11日(※)~10月21日(※)です。投票用紙等の請求・送付には郵便をしますので、お早めにお手続きください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考に、便せん等に記入して請求してください。

※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。

※投票用紙等は電子メールやファクシミリ、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着し、受付処理をした後に「投票用紙の送付先」あてに郵便(レターパックプラス)で投票用紙等をお送りします。

(3)滞在地・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票の場所や投票できる期間・時間は自治体によって異なります。事前に滞在地・転出先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在地・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月22日(日))を過ぎると無効になりますので、お早目に投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
平成29年10月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会事務局
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎ 03(3209)1111、新宿区ホームページは 🌐 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/> です。

■郵便等による不在者投票■

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月18日(休)までに投票用紙等の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きまで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(10月18日(休))を過ぎてからは、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等の請求はできません。お早目にお手続きください。

■身体の不自由な方には■

●代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

●点字投票

目が不自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

●その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いすを用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

■在外投票■

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも衆議院議員選挙の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することによって、国内で「期日前投票」「旅行地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※衆議院議員小選挙区の改定に伴い、小選挙区が変更になる場合がありますので、在外投票の前にご確認ください。

■投票所変更のお知らせ■

今回の選挙では、次の投票所が変更になります。ご注意ください。
第10投票所…牛込第一中学校から

「市谷幼稚園」(市谷山伏町1-3)に変更

第37投票所…落合第一小学校から

「落合第二中学校」(西落合1-6-5)に変更

古紙配合率70%白色度70%再生紙を使用しています。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

■指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票■

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早目に病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑
大久保病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム マザース新宿
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷岩盤館
目白病院	有料老人ホーム グランド哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
河井病院	有料老人ホーム おむの木
東京医科大学病院	有料老人ホーム メディアリスト市谷柳町
春山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24歳の新宿御苑
林外科病院	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 原田ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	指定障害者支援施設 新宿けやき園
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	(平成29年10月1日現在)

■投票所への移動に関する支援■

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
→障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441
- 介護保険の「要介護」の認定を受けている方
→介護保険課給付係 ☎(5273)4176・☎(3209)6010
- 介護保険の「要支援」または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
→地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

■投開票速報■

開票は、東京都第1区・東京都第10区のいずれも、10月22日(印午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2))で行います。

また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。

衆議院議員の小選挙区が 改定されました

公職選挙法の改正により、衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました。これに伴い、「落合第一地区の一部」と「落合第二地区全域」の衆議院議員小選挙区が「東京都第10区」になりました。（下図・下表をご覧ください。）

東京都第10区の区域

中落合1・3・4丁目 上落合1～3丁目
西落合1～4丁目 中井1・2丁目



衆議院（小選挙区選出）議員選挙について
「東京都第10区」の区域にお住まいの方は、「東京都第10区」から
立候補している小選挙区の候補者を選び投票してください。
（「東京都第1区」の候補者は選べません。）

【裏面もご覧ください】

ここが変わります

1 期日前投票所の変更

ご利用いただける期日前投票所が選挙区により異なります。「東京都第10区」の期日前投票所をご利用ください。衆議院議員選挙に限り、下記以外の期日前投票所では投票できません。

期日前投票所名称	所在地	設置期間
新宿区役所第一分庁舎 地下2階ロビー	歌舞伎町 1-5-1	10月11日(水)～21日(土)
落合第一地域センター3階	下落合 4-6-7	10月15日(日)～21日(土)
落合第二特別出張所	中落合 4-17-13	

※ 期日前投票時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です

2 投票区の変更

第36・第37・第41投票区の区域が変更されました。(下記以外の投票区では、投票所の変更はありません。)

ご自分の投票所については、公示日(10月10日)以降にお送りする投票所整理券でご確認ください。

投票区	新しい投票区域	投票所
第36投票区	下落合4丁目 中落合2丁目	落合第一特別出張所 (下落合4-6-7)
第37投票区	中落合3丁目 中落合4丁目 1～15番 西落合1丁目 1～7番	落合第二中学校 (西落合1-6-5)
第41投票区	中落合4丁目 16番～ 西落合1丁目 8～16番、18～24番、30番～ 西落合2丁目 5～10番、18番～	落合第三小学校 (西落合1-12-20)

選挙区の変更は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙のみ行われます。

その他の選挙(衆議院(比例代表選出)議員選挙・参議院議員選挙、東京都議会議員選挙・東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙・新宿区長選挙)については、従来どおりの選挙区です。

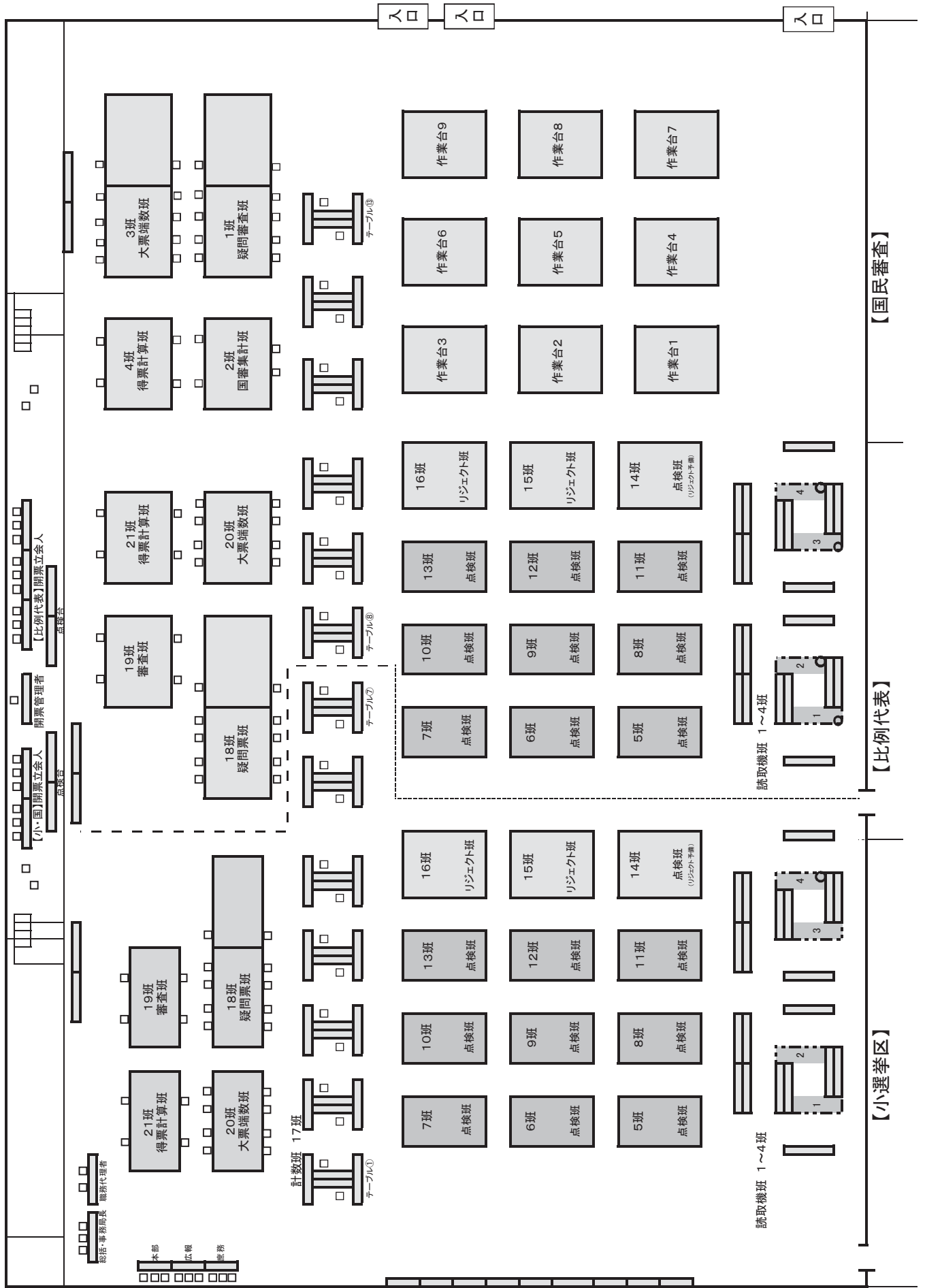
お問合せ

新宿区選挙管理委員会事務局

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

電話 5273-3740 FAX 5273-5230

平成29年10月22日執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 開票所配置図(東京都第1区)



平成29年10月22日執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
開票所配置図(東京都第10区)

